

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

甘楽町では、これまで歴史的建造物については、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて文化財保護法、県及び町の文化財保護条例に基づく指定または登録による保存及び活用を図ってきた。

今後、甘楽町の歴史的風致の維持向上を図っていくために、重点区域内において、国指定文化財以外の歴史的建造物などで価値の認められるものを「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保全を図るものとする。

また、重点区域内で文化財または景観重要建造物に指定または登録されていない建造物などについては、今後、詳細な調査を実施し、歴史的価値が明確になったものから指定または登録の手続を行ったうえで、歴史的風致形成建造物に指定する。

なお、「建造物」には、町家、雄川堰、小幡藩武士階級の庭園及び武家屋敷などの重点区域内における歴史的風致の形成に寄与するものも含まれるものとする。

歴史的風致形成建造物としては、建物などそのものを単に保存するだけでなく、その地域で営まれている人々の生活と一体となってより価値の高いものとなるもので、指定にあたっては、建造物周辺で行われている行事等についても維持向上するよう努めていくことに注意を図りながら、以下の方針に基づき歴史的風致形成建造物の指定を目指す。

【歴史的風致形成建造物の指定方針】

1. 文化財保護法に基づく国登録文化財（建造物）
2. 県または町の文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
3. 「甘楽町景観計画」に基づいて指定された景観重要建造物
4. その他、町の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に町長が認めるもの

○ 歴史的風致形成建造物指定候補

No.	名 称	指定区分	外 観 写 真	所有者	所 在 地
1	雄川堰（小堰・石橋含む）	町指定 重要文化財		甘楽町	甘楽町 大字小幡地先
2	旧小幡藩武家屋敷 松浦氏屋敷	県指定史跡		甘楽町	甘楽町大字 小幡 734 番地
3	旧小幡藩武家屋敷 高橋氏屋敷	—		個人	甘楽町大字 小幡 827 番地
4	有賀茶店	—		甘楽町	甘楽町大字 小幡 5 番地
5	織田氏七代の墓	町指定史跡		甘楽町	甘楽町大字 小幡 1416 番地
6	小幡八幡宮	—		法人	甘楽町大字 小幡 1 番地

No.	名 称	指定区分	外 観 写 真	所有者	所 在 地
7	下町組合事務所	—		甘楽町	甘楽町大字 小幡 320 番地 3
8	旧甘楽社小幡組 倉庫	町指定 重要文化財		甘楽町	甘楽町大字 小幡 852 番地 1

○ 歴史的風致形成建造物指定候補 位置図

